

## 千葉市子ども・子育て支援事業計画（たたき台）

＜（仮称）千葉市こどもプラン 基本施策 1：「子ども・子育て支援」＞

★ 下線の項目が、今回ご議論いただきたい事項

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| 1 | 新制度の趣旨                                 | ・・・・ P. 1 |
| 2 | 現状                                     | ・・・・ P. 1 |
|   | （1） <u>児童数の推移（少子化の進行）</u>              |           |
|   | （2） <u>保護者の就労状況及び育児休業の取得状況</u>         |           |
|   | （3） <u>保育所・幼稚園の状況</u>                  |           |
|   | （4） <u>放課後児童クラブ（子どもルーム）の状況</u>         |           |
| 3 | 課題                                     | ・・・・ P. 6 |
|   | （1） <u>質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供</u>      |           |
|   | （2） <u>保育の「量」の拡充</u>                   |           |
|   | （3） <u>地域における子ども・子育て支援の充実</u>          |           |
|   | （4） <u>教育・保育等の「質」の確保・向上</u>            |           |
|   | （5） <u>出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進</u>  |           |
| 4 | <u>目指すべき姿</u>                          | ・・・・ P. 7 |
| 5 | 新制度の施策体系                               | ・・・・ P. 7 |
|   | （1）「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」             |           |
|   | （2）教育・保育の利用手続き                         |           |
| 6 | 主な取組み                                  |           |
|   | （1）教育・保育の提供                            | ・・・・ P. 8 |
|   | ア 教育・保育施設及び地域型保育事業の拡充（「量の見込み」と「確保方策」）  |           |
|   | イ <u>認定こども園の普及促進</u>                   |           |
|   | ウ <u>障害児に対する教育・保育の提供</u>               |           |
|   | エ <u>認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携（幼保小連携）</u> |           |
|   | オ <u>新制度に移行しない私立幼稚園における幼児教育の振興</u>     |           |

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実 . . . . P. 9

ア 地域子ども・子育て支援事業の拡充（「量の見込み」と「確保方策」）

- ① 放課後児童クラブ
- ② 時間外保育事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑤ 病児・病後児保育事業
- ⑥ 地域子育て支援拠点事業
- ⑦ 利用者支援事業
- ⑧ 子育て短期支援事業
- ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩ 養育支援訪問事業
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体の参入を促進する事業

※⑫、⑬は「量の見込み」と「確保方策」を設定しない。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における質の確保・向上 . . . . P. 9

- ア 人材の確保及び資質の向上
- イ 市による認可・指導監督を通じた質の確保・向上
- ウ 事業者が行う評価を通じた質の確保・向上

(4) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進 . . . . P. 10

- ア ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発
- イ 男性の子育てへの関わりの促進
- ウ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

7 関連施策との連携 . . . . P. 11

- (1) 母子保健施策
- (2) 児童虐待防止対策
- (3) 社会的養護
- (4) ひとり親家庭の自立支援
- (5) 障害児施策

8 計画の進捗管理 . . . . P. 11

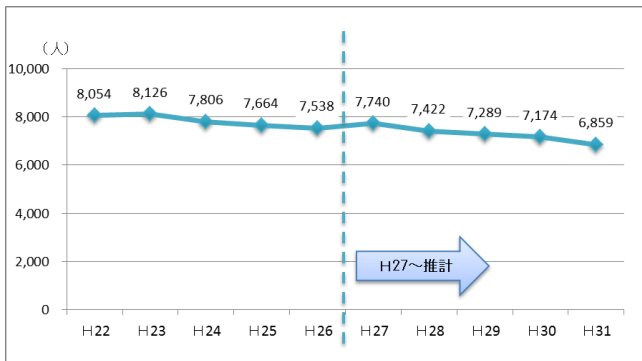
# 1 新制度の趣旨

◎ 国における新制度導入の背景、目的、財源、実施体制等について記載

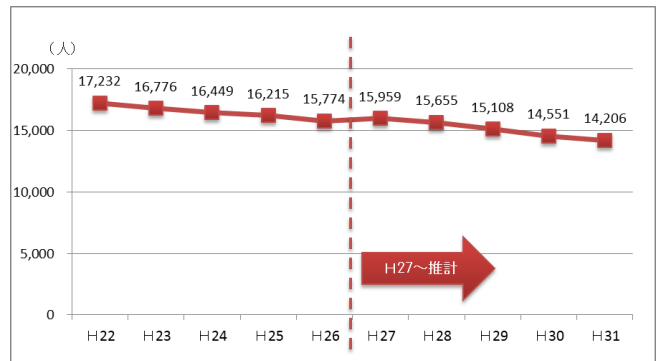
# 2 現状

## (1) 児童数の推移 (少子化の進行)

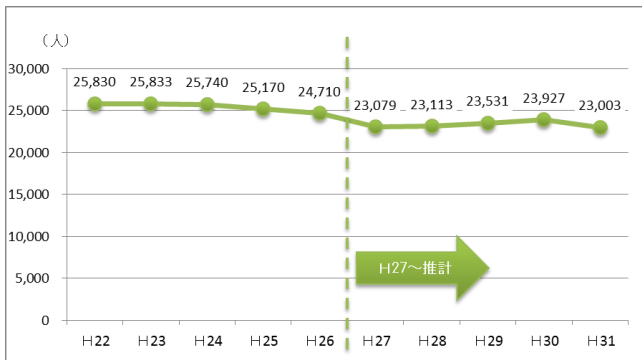
【図表 1】児童数の推移 (0 歳)



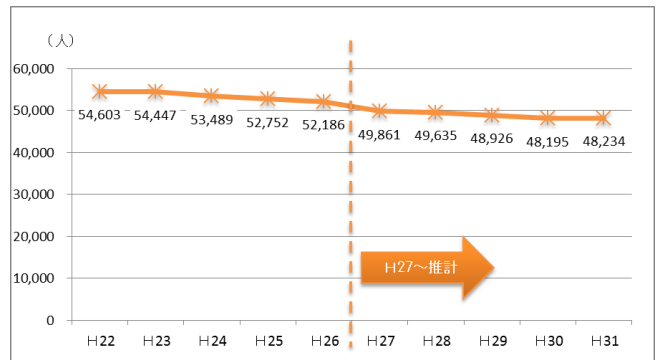
【図表 2】児童数の推移 (1・2 歳)



【図表 3】児童数の推移 (3~5 歳)



【図表 4】児童数の推移 (6~11 歳)

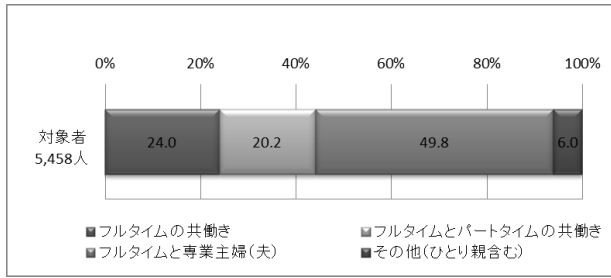


(出典) H22~26 : 住民基本台帳人口 / H27~31 : 市推計人口 (政策企画課)

- 小学校就学前の児童数は既に減少局面に入っており、平成 22 年度から 26 年度の4年間で、0歳児は 516 人、1・2歳は 1,458 人、3~5歳児は 1,120 人の減となっており、特に0~2歳児の減少が顕著である。
- この減少傾向は 27 年度以降も続くと見込まれ、本市の推計によれば、平成 27 年度から 31 年度の4年間で、0歳児は 881 人、1・2歳は 1,753 人の減が見込まれる。なお、3~5歳児については、ほぼ横ばいと見込まれる。
- 6~11 歳の児童数も、既に減少局面に入っており、平成 22 年度から 26 年度の間で、6~11 歳児は 2,417 人の減となっており、27 年度から 31 年度の5年間の推計では、1,627 人の減少が見込まれる。

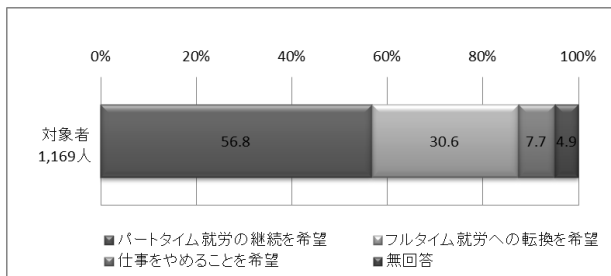
(2) 保護者の就労状況及び育児休業の取得状況 (0～5歳)

【図表5】保護者の就労状況

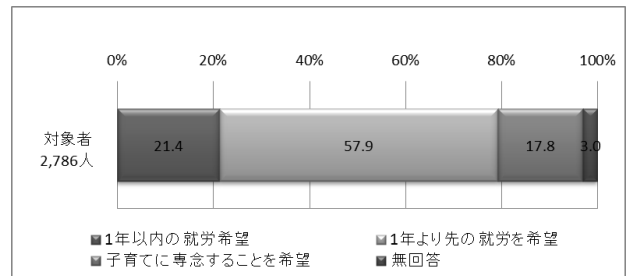


- 0～5歳の子どもの保護者の44.2%が共働きであり、24.0%はフルタイムの共働きとなっている。
- また、約半数の49.8%が専業主婦(夫)家庭となっている。

【図表6】母親の就労希望 (パートタイムから)



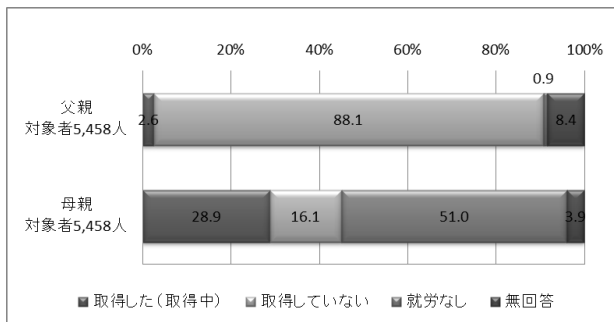
【図表7】母親の就労希望 (就労なしから)



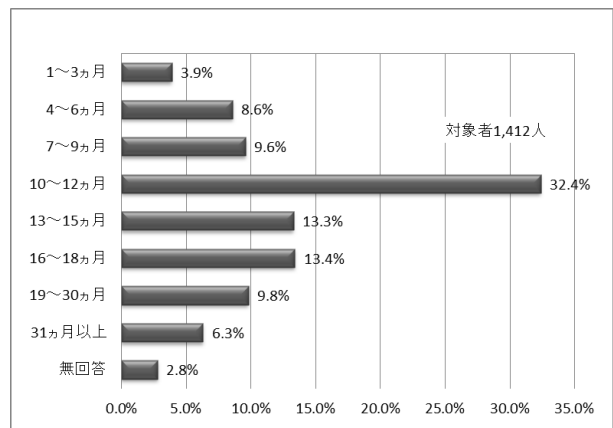
(出典) 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 (H25.10)

- パートタイムで働く母親のうち、56.8%がパートタイムの継続を、30.6%がフルタイムへの転換を希望している。
- 就労していない母親のうち、21.4%が1年以内、57.9%が1年より先の就労を希望している。
- 一方、就労している母親の7.7%と、就労していない母親の17.8%は、子育てに専念することを希望している。

【図表8】両親の育児休業取得状況



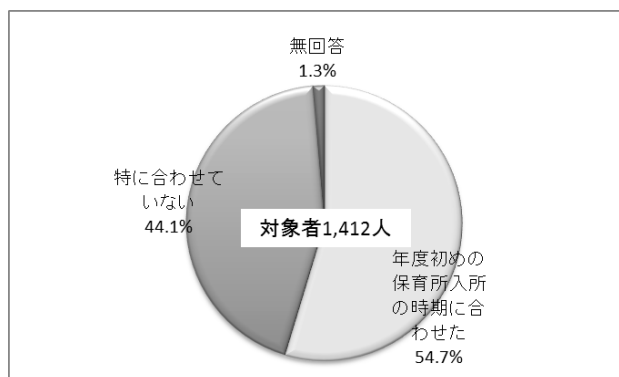
【図表9】母親の育児休業取得期間



(出典) 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 (H25.10)

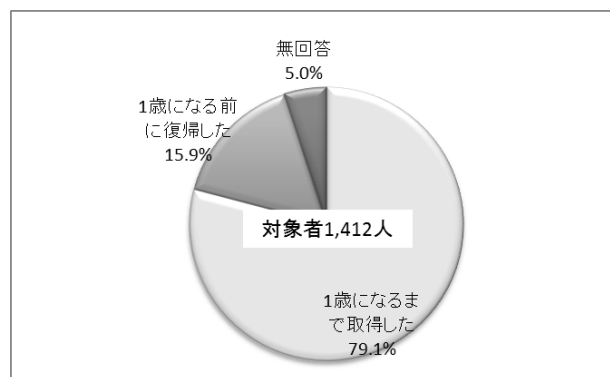
- 父親のほとんどが育児休業を取得していない。
- 母親の28.9% (就労している母親のうち約65%) が育児休業を取得している。
- 母親の育児休業取得期間は、10～12ヵ月が32.4%と最も多く、約半数が1年以内、約半数が1年以上となっている。

【図表 10】 母親の育児休業からの職場復帰時期



(出典) 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査 (H25. 10)

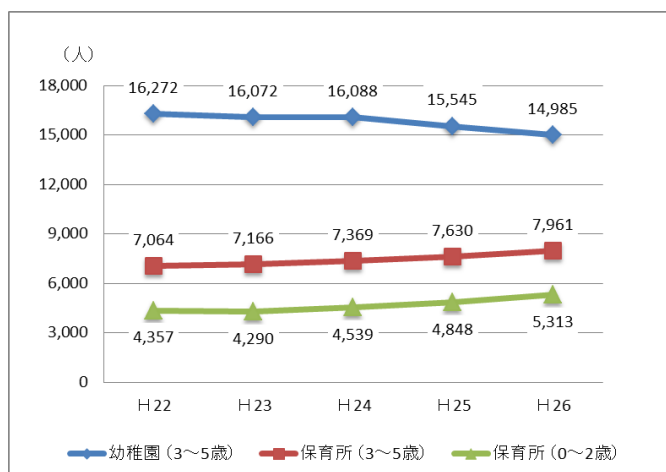
【図表 11】 1歳になった時に必ず預けられる保育所があった場合の育児休業取得期間



- 育児休業を取得した母親のうち54.7%が、年度初めの保育所入所時期に合わせて、育児休業から職場に復帰している。
- 育児休業を取得した母親の79.1%が、子どもが1歳になった時に必ず預けられる保育所があったら、1歳になるまで取得したと回答している。

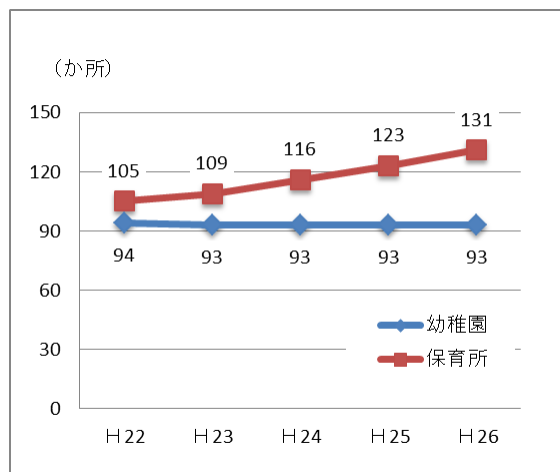
### (3) 保育所・幼稚園の状況

【図表 12】 保育所・幼稚園利用者数の推移 (4.1時点)



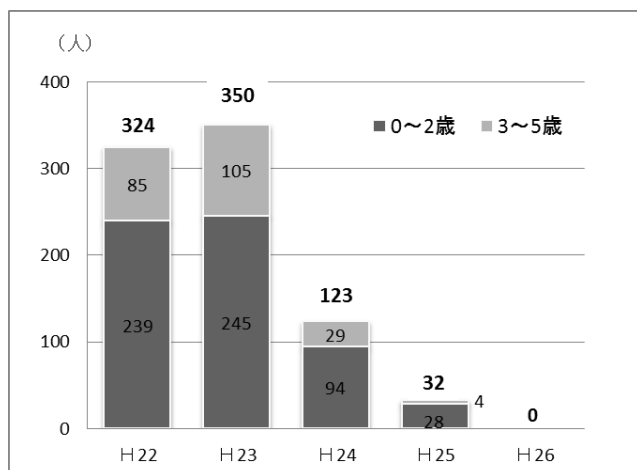
(出典) 千葉市資料 (こども企画課・保育運営課)

【図表 13】 保育所・幼稚園施設数の推移 (4.1時点)

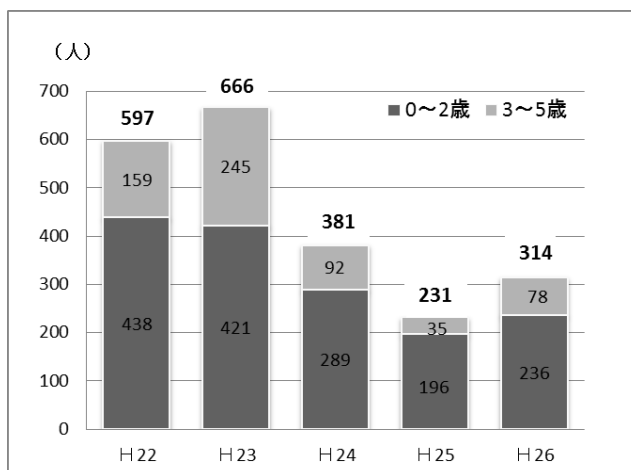


- 保育所の利用者数は増加傾向にあり、平成22年度から26年度の5年間で、0~2歳は956人増、3~5歳は897人増、合わせて1,853人増となっている。
- 幼稚園の利用者数は減少傾向にあり、平成22年度から26年度の5年間で、1,287人減となっている。特に、25年度以降の減少が顕著であり、2年間で1,103人減となっている。
- 保育所の施設数は平成22年度から26年度の5年間で26か所増え、131か所となっている。
- 幼稚園の施設数は、平成22年度以降横ばいであり、93園となっている。

【図表 14】 保育所待機児童数の推移（4.1 時点）



【図表 15】 保育所入所待ち児童数の推移（4.1 時点）



（出典） 千葉市資料（保育運営課）

※ 「保育所入所待ち児童数」

… 保育所を第一希望としており、当該保育所の入所待ちとなっている児童数

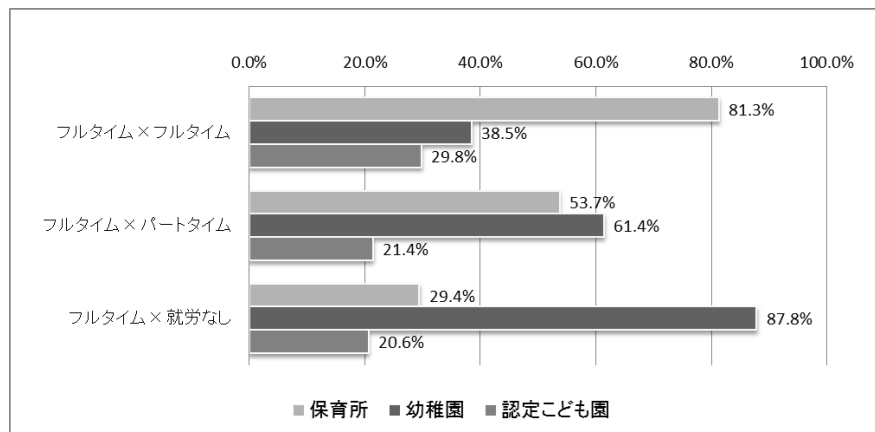
※ 「保育所待機児童数」

… 「保育所入所待ち児童数」から、次の児童数等を除いた数。（国の基準に則って算出）

- 本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム、先取りプロジェクト認定保育施設等）や特定保育等を利用している児童数
- 他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数

- 保育所待機児童数は平成 23 年度以降大きく減少し、平成 26 年 4 月 1 日時点の待機児童数は「ゼロ」となった。
- 保育所入所待ち児童数は、平成 23 年度以降大きく減少したものの、平成 26 年 4 月 1 日時点で、314 人となっており、このうち約 75%を、0～2 歳児が占めている。

【図表 16】 保護者の就労状況ごとの保育所・幼稚園等利用希望（複数回答）



（出典） 千葉市子ども・子育て支援ニーズ調査（H25.10）

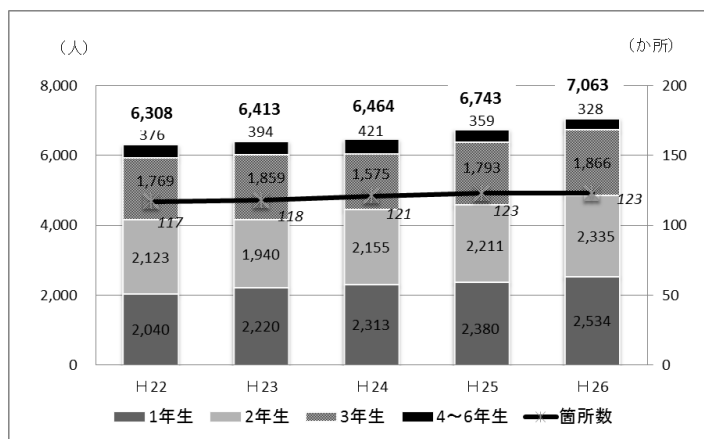
- フルタイムの共働き家庭については、81.3%が保育所の利用を希望する一方、幼稚園(38.5%)と認定こども園(29.8%)についても、一定の利用希望が見られる。
- フルタイムとパートタイムの共働き家庭については、幼稚園(61.4%)と保育所(53.7%)の利用希望が概ね同等であり、認定こども園(21.4%)についても一定の利用希望が見られる。
- 専業主婦(夫)家庭については、87.8%が幼稚園の利用を希望する一方、保育所(29.4%)と認定こども園(20.6%)についても、一定の利用希望が見られる。

#### (4) 放課後児童クラブ(子どもルーム)の状況

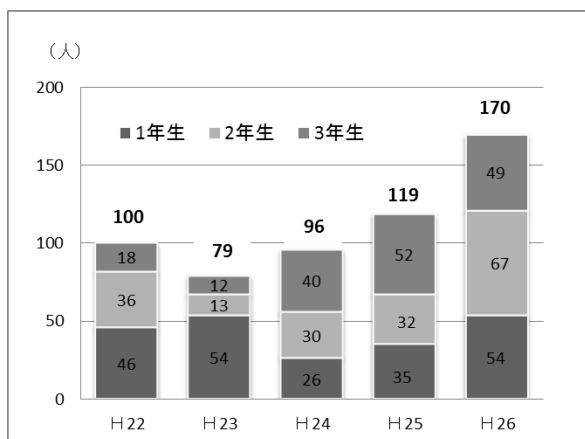
##### ※「放課後児童クラブ」

… 本市の放課後児童クラブは、公設(123施設、利用者7,063人)、民設(2施設、利用者136人)となっており、ほとんど公設で整備されていることから、特段のことわりが無い限り、公設(子どもルーム)について記述をしている。

【図表 17】 子どもルーム利用者数・施設数の推移(4.1時点)



【図表 18】 子どもルーム待機児童数の推移(4.1時点)



(出典) 千葉市資料(健全育成課)

- 放課後児童クラブ(子どもルーム)の利用者数は増加傾向にあり、平成22年度から26年度までの5年間で、755人増となっている。
- 放課後児童クラブ(子どもルーム)の待機児童数は増加傾向にあり、平成26年4月1日時点で170人となっている。

### 3 課題

#### (1) 質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供

- ① 保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供する観点から、認定こども園の普及を促進する必要がある。
- ② 認定こども園・幼稚園・保育所から小学校への円滑な接続を図るため、相互の連携を強化する必要がある。

#### (2) 保育の「量」の拡充

- ① 特に0～2歳児を中心として、当面、保育需要が供給を上回る状況が続くと見込まれることから、地域ごとの需要の動向を見極めつつ、受け皿のさらなる拡充を図る必要がある。
- ② 将来、児童数の減少にともなって需要が減少に転じることを念頭に、持続可能な手法による量の拡充を図る必要がある。
- ③ 特に0～2歳児については、児童数の減少幅が大きいと見込まれるため、保育需要の動向に十分留意する必要がある。

#### (3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ① 日常的に子どもを預かることだけでなく、すべての子育て家庭が、個々のニーズに応じた必要な支援を受けることができるよう、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実を図る必要がある。
- ② 放課後児童クラブについては、当面、需要が供給を上回る状況が続くと見込まれ、また、対象が小学校6年生までに拡大されることから、児童数等の地域における動向を見極めつつ、さらなる受入枠の拡大を図る必要がある。

#### (4) 教育・保育等の「質」の確保・向上

- ① 「量」の拡充が、個々の施設における教育・保育等の「質」の低下を招くことのないよう、ハード・ソフト両面における「質」の維持・向上を図る必要がある。
- ② とりわけ、深刻な人手不足の中、保育士をはじめとする人材を確保するとともに、その資質の向上を図る必要がある。
- ③ 職員配置の改善、認可・指導監督、評価等を通じて施設の適切な運営を確保する必要がある。

#### (5) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 4月の保育所一斉入所に合わせて育児休業を1年以内で切り上げる母親が多いと考えられ、本来の希望どおりに育児休業を取得できるよう、保育環境を整える必要がある。
- ② 男性の育児参加の社会的気運が高まりつつあるものの、「育児は女性の役割」という意識が依然として根強く、父親の育児休業取得率も極めて低く、国民レベルの意識改革が求められる状況であり、本市としても、普及・啓発に取り組む必要がある。



#### 4 目指すべき姿

- 1 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- 2 すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 3 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てにかかわり、仕事と子育ての両立を実現することができること。
- 4 子ども・子育て支援施策の展開により、「子どもを産み育てたい」という市民の希望が叶うこと。

#### 5 新制度の施策体系

##### (1) 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」

- 新制度に基づく子ども・子育て支援は、新たに創設された給付制度による「教育・保育」と、13種類の「地域子ども・子育て支援事業」で構成される。
- なお、私立幼稚園は、新制度に移行せず、従来どおり私学助成を受けて運営することも可能であるが、新制度に移行しない私立幼稚園についても、その役割の重要性を踏まえ、本計画における幼児期の学校教育の担い手と位置づける。

教育・保育【給付】		対象年齢	地域子ども・子育て支援事業		対象年齢
教育・保育施設		0～5歳	① 放課後児童クラブ		6～11歳
認定こども園	幼保連携型	0～5歳 (3～5歳)	② 時間外保育（延長保育）事業		0～5歳
	幼稚園型		③ 一時預かり事業		0～5歳
	保育所型		④ ファミリー・サポート・センター事業		0～11歳
	地方裁量型		⑤ 病児・病後児保育事業		0～8歳
幼稚園※		3～5歳	⑥ 地域子育て支援拠点事業		0～5歳
保育所		0～5歳	⑦ 利用者支援事業		—
地域型保育事業		0～2歳	⑧ 子育て短期支援事業		0～18歳
小規模保育事業	0～2歳		⑨ 乳児家庭全戸訪問事業		—
事業所内保育事業			⑩ 養育支援訪問事業 (要保護児童等の支援に資する事業)		—
家庭的保育事業			⑪ 妊婦健康診査		—
居宅訪問型保育事業			⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		0～5歳
			⑬ 多様な主体参入促進事業		—

※幼稚園の新制度移行は任意（28年度以降も移行可能）

##### (2) 教育・保育の利用手続き

◎ 支給認定、利用調整の概要等を記載

## 6 主な取組み

### (1) 教育・保育の提供

#### ア 教育・保育施設及び地域型保育事業の拡充（「量の見込み」と「確保方策」）

##### ◎ 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」について記載

- 提供区域の内容、設定の考え方
- 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」の内容、設定の考え方
- 需給調整の考え方

#### イ 認定こども園の普及促進

- ① 認定こども園制度の周知を図るとともに、私立幼稚園や民間保育園からの円滑な移行を促進するため、事業者に対する説明会や個別相談を実施する。
- ② 平成 27 年度からモデル的に移行する公立認定こども園における実践例など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、私立幼稚園、民間保育園等の事業者への情報提供を行う。

##### ◎ 提供区域ごとの認定こども園の目標設置数を記載

#### ウ 障害児に対する教育・保育の提供

- ① 引き続き、すべての保育所において、障害児保育を実施する。
- ② 認定こども園、私立幼稚園等における障害児受入れを促進する。
- ③ 各区の窓口等において、障害児の保護者や事業者からの相談に対し、きめ細かな情報提供、受入可能な施設のあっせんを行うとともに、必要に応じ、事業者を受入れを要請する。
- ④ 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上を図るため、保育所、認定こども園、私立幼稚園、小規模保育事業所等を対象とする研修を実施する。
- ⑤ 療育センター、発達障害者支援センター、養護教育センター等の専門機関と実施施設との連携を促進する。
- ⑥ 認定こども園、保育所、小規模保育事業所等に対する巡回指導を実施するとともに、特別支援教育を行う私立幼稚園に対する巡回指導の実施を検討する。
- ⑦ 市関係部門、教育・保育関係団体、市内大学等が連携し、巡回指導、訪問支援、研修など、障害児保育・特別支援教育の充実について協議する。

#### エ 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携（幼保小連携）

- ① 市関係部門、教育・保育事業者による検討組織において、連携のモデル事業を実施するとともに、幼保小連携における諸課題について検討する。

【検討事項の例】

- 幼保小間の情報共有のあり方（「要録」の活用等）
- 職員間の交流
- 子ども同士の交流
- 障害児等に係る引き継ぎ（「個別の指導計画」の活用等）
- 接続期における教育課程

#### オ 新制度に移行しない私立幼稚園における幼児教育の振興

- ① 私立幼稚園就園奨励費補助をはじめ、各種補助金の交付により、幼児教育の振興を図る。
- ② 千葉県幼稚園協会等との意見交換・情報共有を行い、幼児教育の振興を図る。

### （2）地域における子ども・子育て支援の充実

#### ア 地域子ども・子育て支援事業の拡充（「量の見込み」と「確保方策」）

**◎ 地域事業の「量の見込み」及び「確保方策」について記載**

- 提供区域の内容、設定の考え方
- 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」の内容、設定の考え方

### （3）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における質の確保・向上

#### ア 人材の確保及び資質の向上

- ① 幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進する。
- ② いわゆる「潜在保育士」を対象とした研修を実施し、市内保育施設への再就職を促進する。
- ③ 市内保育施設に就労（復帰）予定の保育士について、保育所等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労（復帰）を促進する。
- ④ 県外を含めた保育士養成施設等に対するPR活動を強化し、市内の公立・民間施設への就職を促す。
- ⑤ 保育所における保育士の自己評価を実施するとともに、他の施設・事業における同様の取り組みを促進する。
- ⑥ 計画的に研修を実施するとともに、教育・保育関係団体における研修の実施を支援し、従事者の資質の向上を図る。
- ⑦ 「子育て支援員※」を養成する研修を実施し、主婦等を活用した人材確保を図る。

※「子育て支援員（仮称）」

… 子育て経験豊かな主婦等を、小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブ等に従事する人材として活用するため、必要な研修を修了した者を認定する制度。詳細は、現在国において検討中。

- ⑧ 上記のほか、連携協定を締結した市内大学（千葉明德短期大学、植草学園短期大学、千葉

経済短期大学)との連携により、教育・保育の人材確保策、資質向上策を検討する。

- ⑨ 放課後児童クラブ(子どもルーム)の従事者として、保育士・小中学校等教諭免許状の保有者を積極的に確保する。

#### イ 市による認可・指導監督等を通じた質の確保・向上

- ① 保育所及び認定こども園において、1・2歳児に対する職員配置基準を5:1に上乗せし、保育の質の向上を図る。
- ② 認可外保育施設(千葉市保育ルーム、先取りプロジェクト認定保育施設、グループ型小規模保育)の保育所又は小規模保育事業への移行を推進し、より質の高い保育を提供する。
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可に当たり、外部の専門家による事前審査を行い、適切な運営の確保、保育の質の向上を図る。
- ④ 施設に対する定期的な監査の実施により、適切な運営を確保する。
- ⑤ 市職員による巡回指導により、適切な運営の確保、保育の質の向上を図る。
- ⑥ 施設の運営情報の公開により、運営の透明性の向上を図るとともに、保護者の施設の選択に寄与する。

#### ウ 事業者が行う評価を通じた質の確保・向上

- ① 保育所等における自己評価、私立幼稚園における学校関係者評価の実施・公表を促進し、適切な運営の確保、保育の質の向上を図る。
- ② 教育・保育施設等における外部機関による第三者評価の受審・公表を促進し、適切な運営の確保、保育の質の向上を図る。

### (4) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

#### ア ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発

- ① 市民や家庭に対して講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、広く普及・啓発を図る。

#### イ 男性の子育てへの関わりの促進

- ① 男性が積極的に育児にかかわることができるよう、中小企業に対し、「男性の育児休業取得促進奨励金」を支給する。
- ② 講座やイベントの開催などにより、育児にかかわる父親同士のネットワークづくりを促進する。
- ③ 妊娠・出産・育児に関する各種情報を提供する啓発冊子として、「イクメンハンドブック」を配布する。
- ④ これから母親・父親となる方を対象に、妊娠・出産・育児に関する講座や情報提供を行う教室を開催する。

## ウ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ① 保育や子どもルーム等の充実により、多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。特に、育児休業から職場に復帰することを希望する保護者が円滑に教育・保育を利用することができるよう、確保方策に則り、0～2歳児の保育の受け皿を拡充する。
- ② 生後57日目から子どもを預かる産明け保育を実施し、産休明けに職場復帰する必要がある母親を支援する。
- ③ 各区の窓口や子育て支援コンシェルジュによるきめ細かな情報提供、相談支援、あっせんを行う。

## 7 関連施策との連携

- (1) 母子保健施策
- (2) 児童虐待防止対策
- (3) 社会的養護
- (4) ひとり親家庭の自立支援
- (5) 障害児施策

◎ 関連施策との連携に関する基本的な考え方を記載

## 8 計画の進捗管理

◎ 27年度以降の計画の進捗管理（PDCAサイクル）について記載

- 毎年度、計画に基づく取組みの進捗状況を確認
- 子ども・子育て会議に報告・意見聴取
- 実際の児童数、保育需要等の推移を確認し、29年度を目途に、必要に応じて目標値等を見直し。
- 具体的な進捗管理の手法は、（仮称）千葉県こどもプランとの整合を図りつつ、今後検討。